



## 「労働時間の適正な把握のためのガイドライン」 の説明会を開催します

近年、過労死や長時間労働の発生が社会的な問題となっており、その解消のために政府においては、「働き方改革」に着手し、様々な分野で施策を進めているところです。

厚生労働省では平成29年1月20日に「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、労働時間の考え方を明らかにするとともに、タイムカード等の客観的な記録以外に、自己申告等により時間を把握する場合の必要な措置等について明らかにしています。

これらの手法により労働者の労働時間を適正に把握することができ、長時間労働や過重労働の発生を防ぐことに繋がります。

今回の説明会は、一定の事業場には既に御案内を送付していますが、案内の届いていない事業場においても、積極的な参加をお願いいたたく、ご案内いたします。

参加ご希望の場合には、8月24日(木)までに、別紙の出席申込み票を送付(Fax)してください。

### 記

日時：平成29年8月29日(火) 午前10時～ 概ね1時間程度

場所：甲府労働基準監督署 1階会議室

(甲府市下飯田2-5-51 055-224-5611 担当：斉藤、青木)

ガイドラインについては、以下のリンクよりダウンロードできます。  
参考にご覧ください。

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン](#)  
リーフレット「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

労働時間の適正な把握のためのガイドライン説明会  
参加申込み票

標記説明会に、参加を申し込みます。

事業場名	
所在地	
電話番号	
出席者職氏名	
出席者職氏名	

会場に限りがあります。申込み多数の場合には、お断りすることもあります。その際にご容赦ください。(次回、ご案内をします)

また、駐車場が少ないため、複数で参加される場合には、乗合わせでお願いします。